

医師の働き方改革の推進に向けて

岡山県医療勤務環境改善支援センター 令和6年度 労務管理セミナー

岡山県保健医療部医療推進課

医療法の主な改正内容（令和6年4月）

1 面接指導の実施

→すべての医療機関に義務付け

- ・時間外労働が月100時間を超える見込みのある医師に対し、面接指導を実施
- ・時間外労働が月155時間を超えた医師に対し、労働時間短縮のために必要な措置を講じる

2 連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制

→特定労務管理対象機関は義務
その他の医療機関は努力義務

- ・以下のいずれかの休息時間を確保
 - i) 始業から24時間以内に9時間の連続休息時間（15時間の連続勤務時間制限）
 - ii) 始業から46時間以内に18時間の連続休息時間（28時間の連続勤務時間制限）
- ・休息時間中にやむを得ない理由により労働に従事した場合、事後の代償休息を付与

3 特定労務管理対象機関の指定

- ・地域医療を確保するため、当面の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務を行う病院又は診療所については、県知事から特定労務管理対象機関の指定を受けた上で、通常の時間外・休日労働時間の上限を超えて業務に従事させることができる。

※医師の時間外労働の上限

すべての勤務医に原則的に適用 →年 960時間

特定労務管理対象機関の指定あり →年1,860時間

特定労務管理対象機関の指定①

制度の概要

地域医療を確保するため、当面の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務を行う病院又は診療所については、県知事から特定労務管理対象機関の指定を受けた上で、通常の時間外・休日労働時間の上限を超えて業務に従事させることができる。

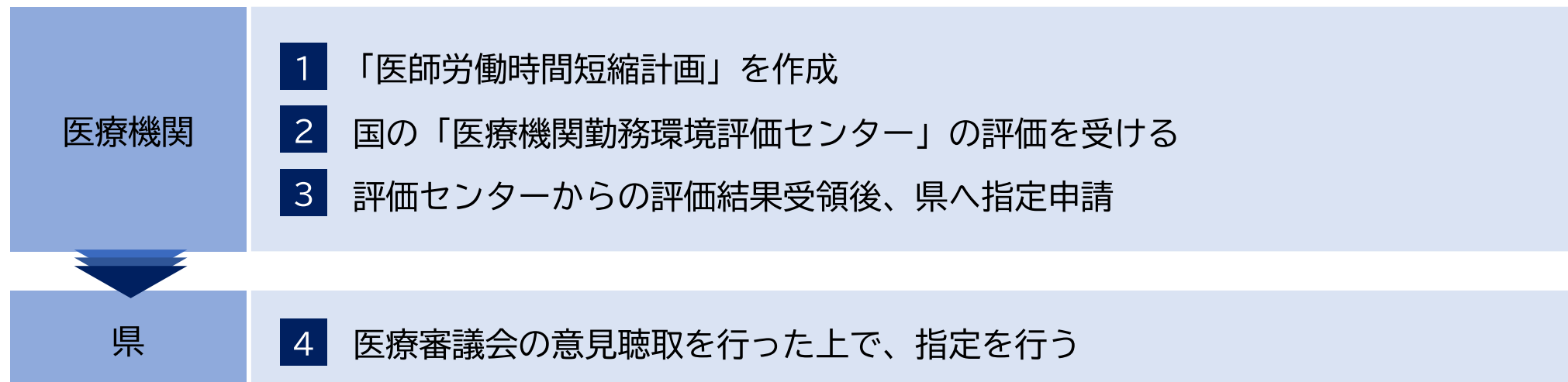
医療機関に適用	医師ごとに適用	
	内 容	時間外・休日労働の上限（年間）
A ※指定不要	すべての勤務医に対して原則的に適用	960時間
B (特定地域医療提供機関)	地域医療の確保のため、自院内で長時間労働が必要となる場合に適用	1,860時間
連携B (連携型特定地域医療提供機関)	地域医療の確保のため他の医療機関に派遣され、副業・兼業として派遣される際に適用	1,860時間 (各院960時間)
C－1 (技能向上集中研修機関)	臨床研修医・専攻医が、基礎的な技能や能力を取得するために長時間労働が必要となる場合に適用	1,860時間
C－2 (特定高度技能研修機関)	専攻医を修了した医師等が、必要な技能を取得するために長時間労働が必要となる場合に適用	1,860時間

B水準・連携B水準→3年ごとに段階的な見直しの検討を行いつつ、規制水準の必要な引き下げを実施し、2035年度末を目標に終了

C水準→将来的な縮減を志向しつつ、医療機関ごとの実績も踏まえて、研修及び医療の質の評価とともに中長期的に検証

特定労務管理対象機関の指定②

指定の流れ



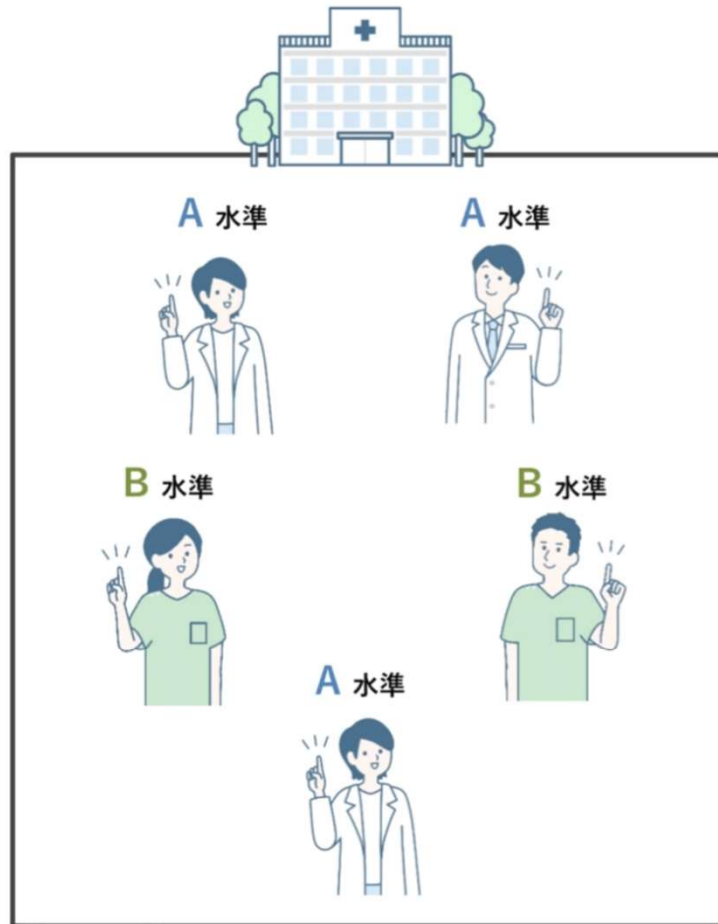
岡山県内の指定状況

医療機関名	B	連携B	C-1	C-2
岡山済生会総合病院	○	○	○	○
岡山赤十字病院	○			
岡山大学病院	○	○		
川崎医科大学附属病院	○	○		
川崎医科大学総合医療センター	○	○		

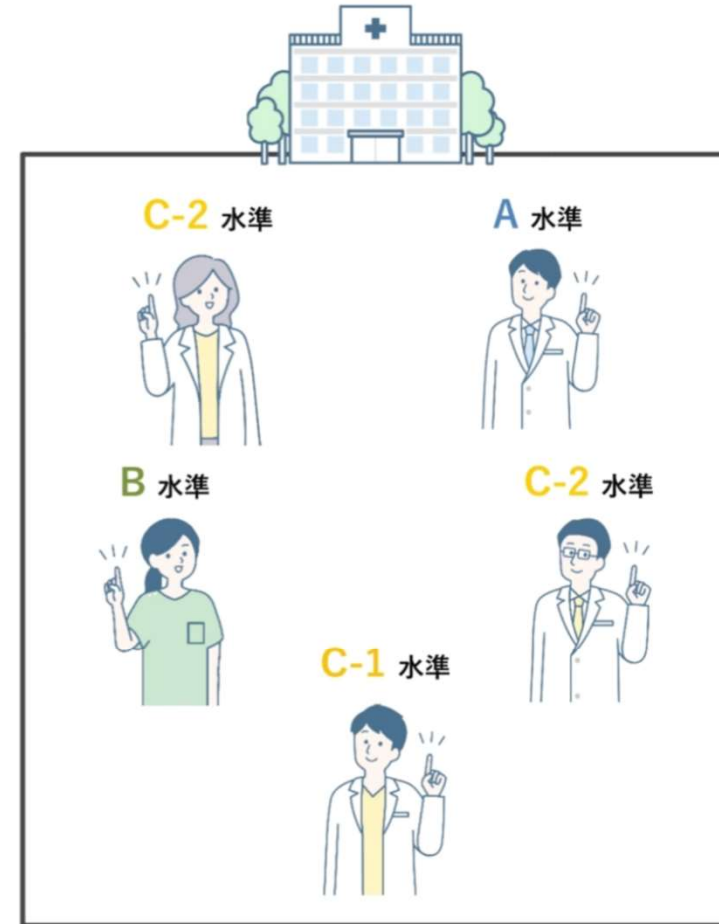
特定労務管理対象機関の指定③

※特定労務管理対象機関と特定対象医師の関係（イメージ）

B水準指定



B, C-1, C-2 水準指定



※医療機関が都道府県に水準の指定申請をします。

※指定を受けた場合でも、医療機関の医師全員が連携B・B・C水準となるわけではありません。

医療法の主な改正内容（令和6年4月）

1 面接指導の実施

→すべての医療機関に義務付け

- ・ 時間外労働が月100時間を超える見込みのある医師に対し、面接指導を実施
- ・ 時間外労働が月155時間を超えた医師に対し、労働時間短縮のために必要な措置を講じる

2 連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制

→特定労務管理対象機関は義務
その他の医療機関は努力義務

- ・ 以下のいずれかの休息時間を確保
 - i) 始業から24時間以内に9時間の連続休息時間（15時間の連続勤務時間制限）
 - ii) 始業から46時間以内に18時間の連続休息時間（28時間の連続勤務時間制限）
- ・ 休息時間中にやむを得ない理由により労働に従事した場合、事後の代償休息を付与

3 特定労務管理対象機関の指定

- ・ 地域医療を確保するため、当面の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務を行う病院又は診療所については、県知事から特定労務管理対象機関の指定を受けた上で、通常の時間外・休日労働時間の上限を超えて業務に従事させることができる。

※医師の時間外労働の上限

すべての勤務医に原則的に適用 →年 960時間

特定労務管理対象機関の指定あり →年1,860時間

面接指導の実施①

※すべての医療機関の管理者の義務

時間外労働が月100時間を超える見込みのある医師

→面接指導を実施

実施の流れ

- 1 時間外・休日労働が100時間を超える見込みがある医師の把握
- 2 面接指導実施医師による面接指導
- 3 面接指導実施医師による書面の作成
- 4 管理者・事業者へ書面の提出
- 5 管理者・事業者による健康確保措置

面接指導実施医師の要件

- ・面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者でないこと
 - ・面接指導実施医師養成講習会の受講を終了していること
- ※面接指導実施医師が、対象医師の直接の上司とならないような体制を整備することが望ましい

面接指導で確認すべき事項

- ・勤務の状況（労働時間や労働時間以外で留意すべき事項があるか）
- ・睡眠の状況（睡眠評価表等により確認）
- ・疲労の蓄積の状況（自己診断チェックリスト等により確認）
- ・心身の状況

面接指導の実施時期

- ・原則として、月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に実施すること
- ・A水準の医師については、疲労の蓄積が認められる場合（前月の時間外・休日労働時間数が100時間以上など）でなければ、100時間以上となった後で遅滞なく実施することも可能

時間外労働が月 155 時間を超えた医師

→労働時間短縮のための具体的な措置

実施の流れ

- 1 時間外・休日労働が155時間を超える見込みがある医師の把握
- 2 労働時間短縮のための具体的な措置の実施
- 3 具体的な措置を実施したことの記録の作成

当該医師に対する具体的な措置の例

(就業制限・配慮)

- ・当直・連続勤務の禁止
- ・当直・連続勤務の制限（○回／月まで）
- ・就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）
- ・時間外労働の制限（○時間／週まで）
- ・就業日数の制限（○日／週まで）
- ・就業時間の制限（○時○分～○時○分）
- ・変形労働時間制等の対象からの除外

(就業の禁止)

- ・○日間の休暇・休業

医療法の主な改正内容（令和6年4月）

1 面接指導の実施

→すべての医療機関に義務付け

- ・時間外労働が月100時間を超える見込みのある医師に対し、面接指導を実施
- ・時間外労働が月155時間を超えた医師に対し、労働時間短縮のために必要な措置を講じる

2 連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制

→特定労務管理対象機関は義務
その他の医療機関は努力義務

- ・以下のいずれかの休息時間を確保
 - i) 始業から24時間以内に9時間の連続休息時間（15時間の連続勤務時間制限）
 - ii) 始業から46時間以内に18時間の連続休息時間（28時間の連続勤務時間制限）
- ・休息時間中にやむを得ない理由により労働に従事した場合、事後の代償休息を付与

3 特定労務管理対象機関の指定

- ・地域医療を確保するため、当面の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務を行う病院又は診療所については、県知事から特定労務管理対象機関の指定を受けた上で、通常の時間外・休日労働時間の上限を超えて業務に従事させることができる。

※医師の時間外労働の上限

すべての勤務医に原則的に適用 →年 960時間

特定労務管理対象機関の指定あり →年1,860時間

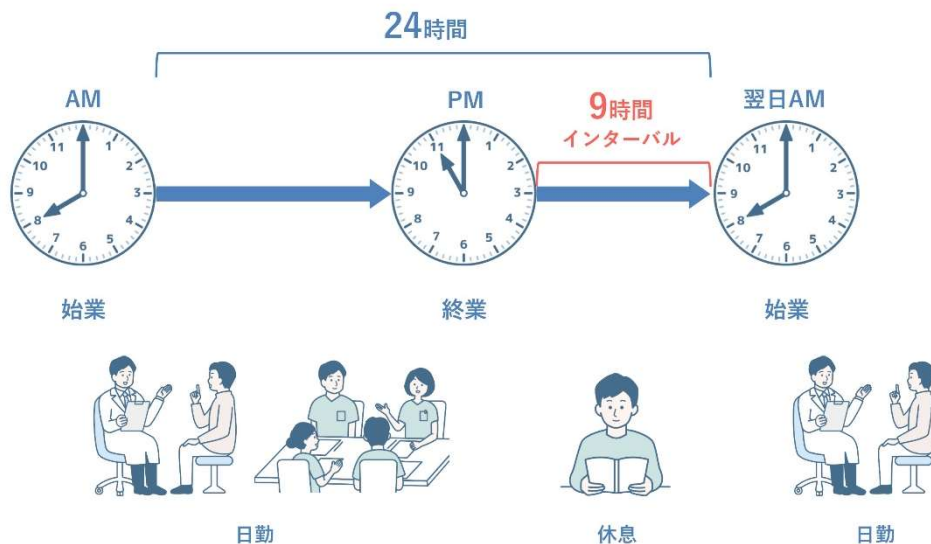
連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制①

※特定労務管理対象機関は義務、その他の医療機関は努力義務

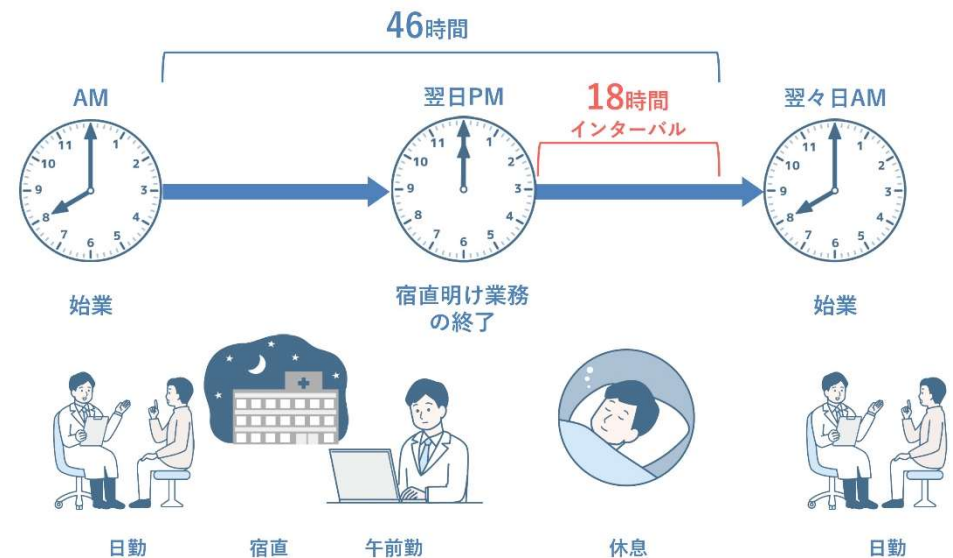
1 勤務シフトの作成

連続勤務時間制限及び勤務間インターバル規制を踏まえた勤務シフトを作成すること。

始業から24時間以内に9時間の連続休息时间
(15時間の連続勤務時間制限)



始業から46時間以内に18時間の連続休息时间
(28時間の連続勤務時間制限)



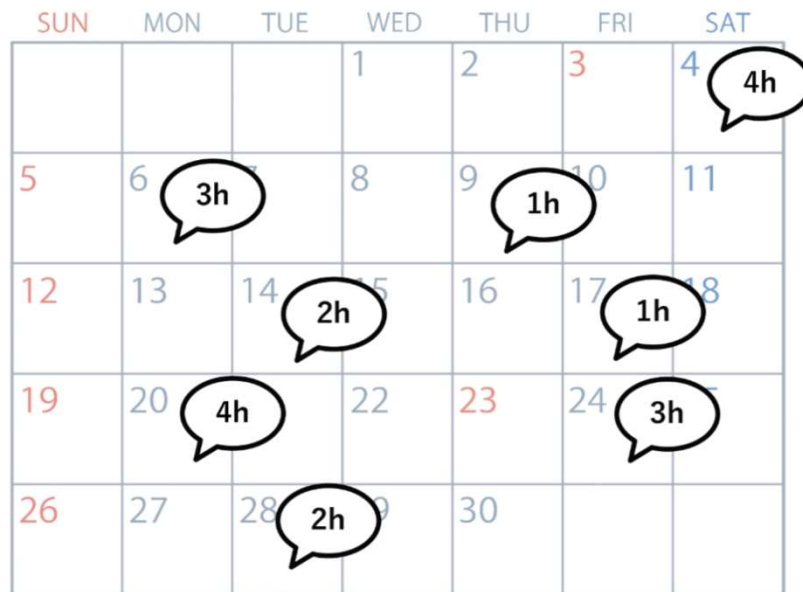
連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制②

※特定労務管理対象機関は義務、その他の医療機関は努力義務

2 代償休息の付与

予定された9時間または18時間の連続した休息時間中に、やむを得ない理由により労働に従事した医師に対し、事後の代償休息を付与すること。

(例)11月に発生したインターバル中の突然の業務



累積20時間分の代償休息が
12月末までに与えられます。



医師の働き方改革に関する検査体制

医師の働き方改革に関する検査体制

医師の働き方改革が適切に進められているか、行政機関による確認が行われます。

医療法に基づく立入検査（面接指導の実施、勤務間インターバル等）

- ・ 県及び市（岡山市、倉敷市）の保健所が立入検査を実施
 - ・ 立入検査のサイクルは以下のとおり（岡山県の場合）
 - 病院 → 原則年1回実施
 - 有床診療所 → 概ね3年に1度
 - 無床診療所 → 必要に応じて実施
- ※特に必要があると認められる場合は、臨時の立入検査を実施

労働基準法に基づく監査指導（時間外・休日労働の上限規制等）

- ・ 労働基準法第101条等に基づき、労働基準監督署が監督指導を実施

検査で不備等が認められた場合、関係機関が連携して、改善に向けた対応を行うこととされています。

1 医療法による立入検査で不備等が認められた場合

- ① 口頭又は書面により改善の指摘を行い、是正・改善報告を求めるにあたり、必要に応じて、勤改センターの支援を受けるよう指導する
- ② 医療機関の取組が十分な改善に至っていないと認められる場合には、勤改センターの支援を受けた上で、再度の是正・改善報告を行うよう指導する
- ③ 必要な体制の整備や必要な措置を講じていないと認めるときは、改善命令を行使するとともに、遅滞なく労働局監督課へ情報提供する

2 労働基準法による監督指導において、追加的健康確保措置の実施状況に不備が認められた場合

- ① 勤改センターに相談の上、改善に向けた支援を受けるよう勧奨する
- ② 県は、会議等を通じて勤改センターからの情報把握に努め、センターと連携して助言等を行う
- ③ 次回の立入検査に向けての留意点を共有する観点から、立入検査実施機関に支援の状況について情報共有を行う

医療法に基づく立入検査項目

検査項目

※医師の働き方改革に関連するもの

区分	検査の内容	検査対象
面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師 に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
就業上の措置 (法第108条第5項及び第 6項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師 に対して、面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応 じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置 (就業上の措置)を講じていることを確認。	
	時間外・休日労働が月155時間超となった医師に対して、労働時 間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
勤務間インターバル・ 代償休息 (法第123条第1項及び第 2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師 (特定対象医師)に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保 されていることを確認	特定労務管理対象 機関(その他の医 療機関にも努力義 務あり)

立入検査の手順①面接指導の実施

面接指導の実施状況の確認

1 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。

2 確認方法

（１）面接指導対象医師のリストアップ

- ・「直近１年間ににおける月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」を提示してください。

例）勤怠管理表、勤怠管理システムの打ち出しなど、医師の氏名と時間外・休日労働時間数を月別に確認できるもの

（２）面接指導の実施を確認

- ① 立入検査員から指定された医師に係る「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」を提示してください。（適切な時期に面接指導が実施されていることを確認します。）
- ② 面接指導医師の「修了証書」を提示してください。（面接指導が、講習を修了した面接指導実施医師により行われていることを確認します。）

立入検査の手順②就業上の措置

面接指導実施後就業上の措置の確認

1 確認事項

面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。

2 確認方法

（１）時間外・休日労働が月100時間以上となった医師

- ① 「直近１年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」を提示してください。
- ② 立入検査員から指定された医師に係る、面接指導実施医師の意見に基づく「措置の可否や措置の内容について記載された記録」を提示してください。

（２）時間外・休日労働が月155時間以上となった医師

- ① 「直近１年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間以上となった医師の一覧」を提示してください。
- ② 立入検査員から指定された医師について、労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録を提示してください。

立入検査の手順③勤務間インターバル・代償休息の確保

勤務間インターバル・代償休息の確保

1 確認事項

特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

2 確認方法

(1) 特定対象医師の確認（特定労務管理対象機関のみ）

「特定対象医師の名簿（特例水準の区分、診療科、医師氏名、延長することができる時間数（法定労働時間を超える時間数）が記載されているもの）を提示してください。

(2) 勤務状況の確認

立入検査員から指定された医師に係る「直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料」を提示してください。

○勤務予定開始・終了時間、勤務開始・終了時間の実績が記載されていること

○円滑な確認のため、以下についても一覧に記載しておくか、別途資料を提出してください

- ・ 宿日直の時間及びそのうち許可あり宿日直の時間
- ・ 勤務間インターバルの確保方法（どのパターンか）
- ・ 勤務間インターバルの確保時間
- ・ 勤務間インターバル中に発生したやむを得ない業務の時間
- ・ 代償休息を確保した日時

提示する資料の一覧

医師の働き方改革関連の立入検査では、以下の資料の提示を求められますので、準備をお願いいたします。
(状況により、追加の資料をお願いする場合があります)

区分	検査の内容	検査対象
面接指導の実施 (法第108条第1項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 ・長時間労働医師面接指導結果及び意見書 ・面接指導実施医師養成講習会の修了証	全医療機関
就業上の措置 (法第108条第5項及び第6項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 (※1. 面接指導の実施」と同じ資料で可) ・措置の要否や措置の内容について記載された記録	
	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧 ・労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録	
勤務間インターバル・ 代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	・特定特定対象医師の名簿 ・直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料	特定労務管理対象機関（その他の医療機関にも努力義務あり）

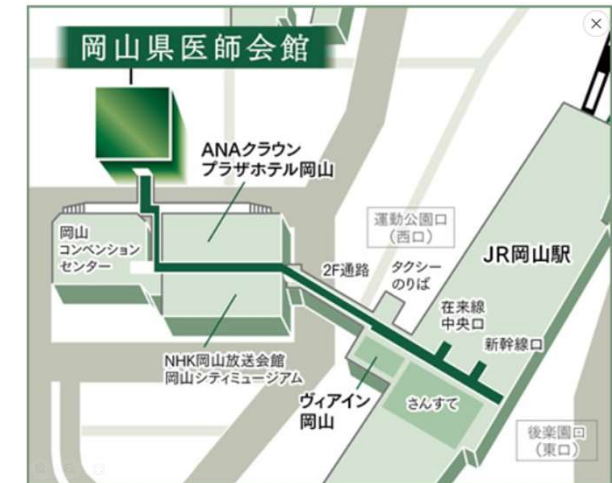
医師の働き方改革に関する行政機関の取組

働き方改革の推進に向けた行政の取組

医療勤務環境改善支援センターの設置

1 概 要

- (1) 所在地
岡山市北区駅元町 岡山県医師会館 5階
- (2) 設置者
岡山県及び岡山労働局（公益社団法人岡山県医師会へ委託）
- (3) 運営体制
センター長 清水信義（医師）
事務局 1名（県医師会）
アドバイザー 13名（うち常駐10名）
医療労務管理アドバイザー 12名（社会保険労務士11、看護師・ほめ育コンサルタント1）
医業経営アドバイザー 1名（医業経営コンサルタント1）



2 主な業務

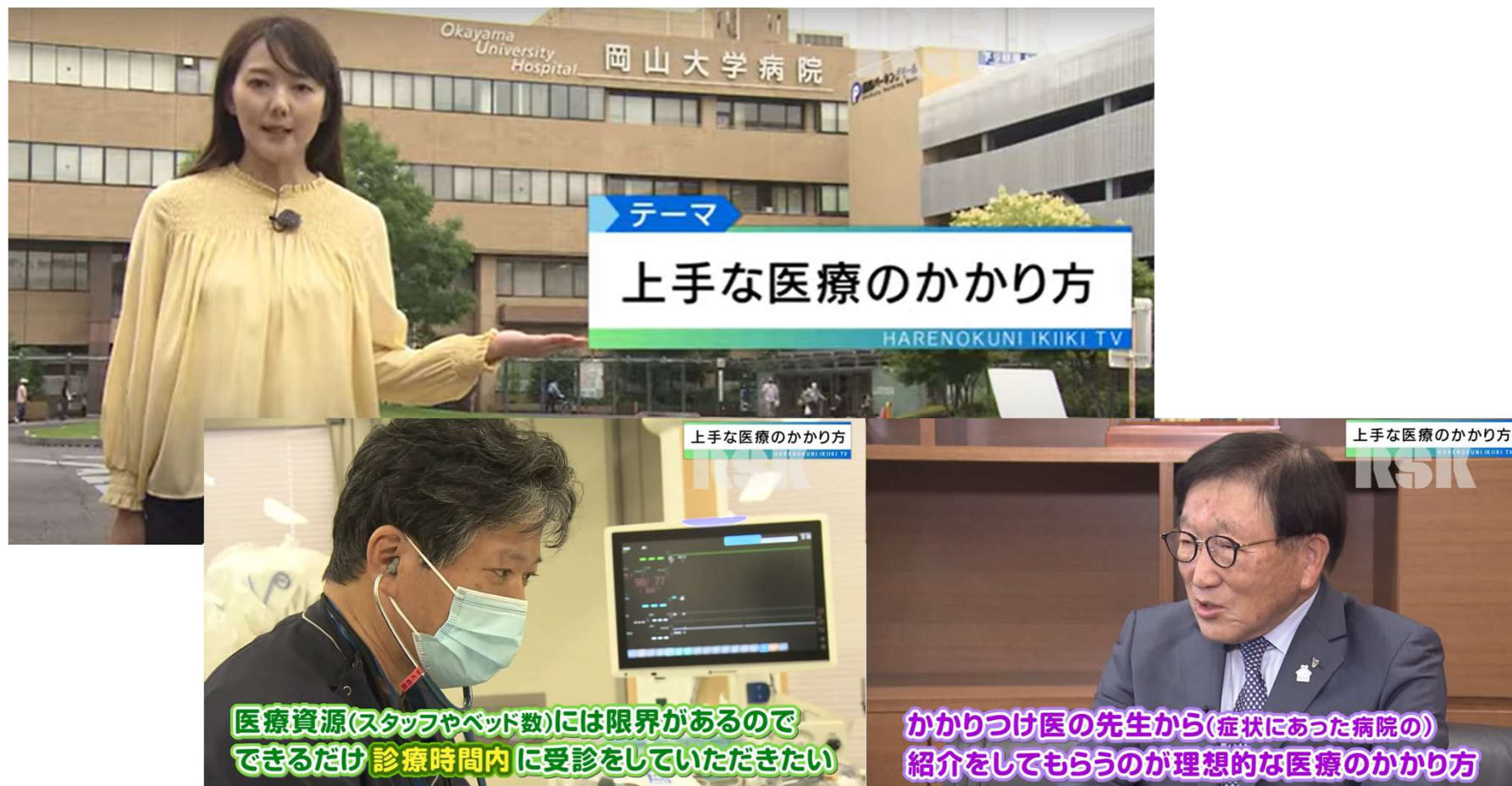
- ・訪問、電話、オンラインによる労務相談
- ・「医療勤務環境改善マネジメントシステム」の導入支援
- ・「労務管理チェックリスト」の実施サポート
- ・「職場研修」の講師派遣
- ・就業規則の見直しサポート
- ・「職場アンケート」の実施サポート
- ・宿日直許可申請のサポート 等

働き方改革の推進に向けた行政の取組

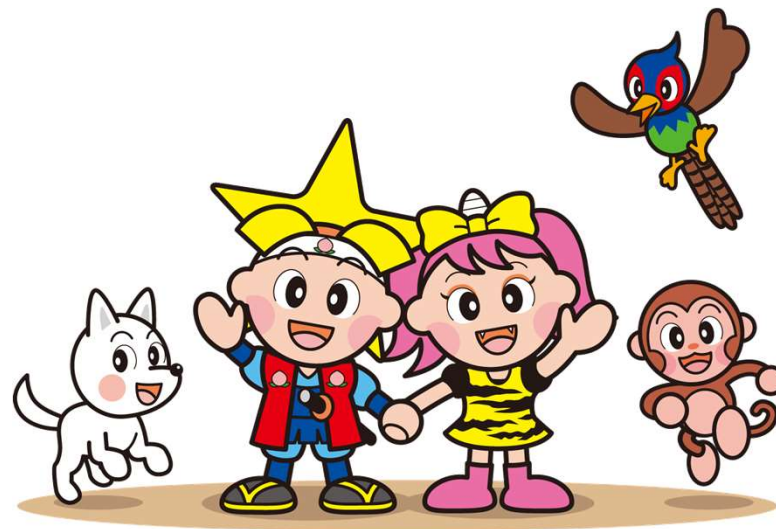
適切な医療のかかり方の周知・徹底

医療現場の負担を軽減するため、県民に対し、適切な受療を促すための広報活動を行っています。

例) 山陽放送「晴れの国生き活きテレビ」令和6年7月7日放送



医師の働き方改革の推進に向け、
皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



岡山県マスコット ももっち・うらっち